

「北九州市安全・安心条例第 2 次行動計画」（素案）に対して 提出された意見による修正

修正 1

【意見概要】（2 件）

「当計画をSDGsと関連付けること」

SDGs の目標 11「安全で持続可能な都市をつくる」には、11.7「女性、子ども、高齢者及び障害者など人々に安全な公共スペースへアクセスを提供する」というターゲットがある。この指標には、過去 12 か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合（性別、年齢、障害状況、発生場所別）が含まれている。SDGs を進めるということは、市民が性暴力の危険を感じずに、安全に街を歩けるようにするということである。SDGs 未来都市として誇れるよう、第 2 次行動計画を是非、SDGs の 11.7 と関連付けて進めていただきたいと思います。

【市の考え方】

本市では、市民や企業、団体などと連携し、市一丸となって、SDGs の達成に向けて取り組んでいます。この計画においても、北九州市安全・安心条例の基本理念に基づく 4 つの方向性の施策を通して、SDGs のゴール達成に向けた取組を推進していくことから、「計画とSDGs との関係」の項目を追加します。

【修正結果】

① 第 1 章 計画の策定に当たって

→「4 計画とSDGs との関係」を追加（P 2）

修正前（素案）	修正後（最終案）
3 計画期間 (略)	3 計画期間 (略) 4 計画とSDGs との関係 (記載内容は P 2 参照)

② 第 1 章 計画の策定に当たって 1 計画策定の趣旨（P 1）

→下線部を文言追加

修正前（素案）	修正後（最終案）
引き続き、市並びに市民、地域団体、事業者及び学校の設置者（以下「市民等」という。）が「安全・安心なまちづくり」を共に考え、一体となって総合的・継続的に取組を進めていくことで、「安全・安心なまち北九州」を実現してまいります。	引き続き、市並びに市民、地域団体、事業者及び学校の設置者（以下「市民等」という。）が「安全・安心なまちづくり」を共に考え、一体となって総合的・継続的に取組を進めていくことで、「安全・安心なまち北九州」を実現してまいります。 <u>また、この計画の推進を通して「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に貢献します。</u>

修正 2

【意見概要】

「地域安全マップづくりの実績に令和元年度の実績を追加すること」

P 4 地域安全マップづくりの実績に今年度分も入れた方がいいのではないか。

【市の考え方】

パブリックコメント実施後に実績が確定したため、P 4 地域安全マップづくりの実績に令和元年度分を追加します。

【修正結果】

【実績】に今年度（令和元年度）実績を追加（P 4）

修正前（素案）			修正後（最終案）		
【実績】			【実績】		
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校7校	小学校8校	小学校7校	小学校7校	小学校8校	小学校7校
469人	385人	336人	469人	385人	336人
平成30年度			平成30年度	令和元年度	
小学校7校			小学校7校	小学校7校	
384人			384人	281人	

修正3

【意見概要】

『「(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制」の項目に、性暴力根絶に係る「相談窓口の設置」と「広報・啓発」の事業を加えること』

方向性Ⅱ(1) 地域における安全・安心に関する活動の推進(ソフト面)の「⑤性暴力を根絶するための取組の推進」に位置づけられている「1 性暴力被害者に対する総合相談窓口の設置」と「2 性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等」は、方向性Ⅲ(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制の「②犯罪被害者等の支援体制の充実」に記載した方がよいのではないかと。

【市の考え方】

P 2 8 「1 性暴力被害者に対する総合相談窓口の設置」と「2 性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等」については、P 3 4 方向性Ⅲ(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制の「②犯罪被害者等の支援体制の充実」にも関連することから再掲として盛り込みます。

【修正結果】

方向性Ⅱ「1 性暴力被害者に対する総合相談窓口の設置」と「2 性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等」について(P 2 8)、
→方向性Ⅲの犯罪被害者等の支援体制の充実
「(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制」 ②犯罪被害者等の支援体制の充実
に(再掲)として追加(P 3 4)

修正前(素案)			修正後(最終案)		
(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制 ②犯罪被害者等の支援体制の充実			(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制 ②犯罪被害者等の支援体制の充実		
1	犯罪被害者等支援事業 市民文化スポーツ局 安全・安心相談センター	(略)	1	犯罪被害者等支援事業 市民文化スポーツ局 安全・安心相談センター	(略)
2	暴力団事務所撤去運動支援事業(再掲) 市民文化スポーツ局 安全・安心相談センター	(略)	2	暴力団事務所撤去運動支援事業(再掲) 市民文化スポーツ局 安全・安心相談センター	(略)
			3	性暴力被害者に対する総合相談窓口の設置(再掲) 市民文化スポーツ局 安全・安心相談センター	性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県と福岡市・北九州市共同で設置している。
			4	性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等(再掲) 市民文化スポーツ局 安全・安心相談センター	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のポスターやチラシ、カード等の広報物を安全・安心相談センター及び市内公共施設での掲示・配架を行っている。

修正 4

【意見概要】

『「(2) 女性の安全対策の④犯罪被害者等の支援体制の充実」の項目に、性暴力根絶に係る「相談窓口の設置」と「広報・啓発」の事業を加えること』

「特に配慮すべき対象への主な安全対策」の「(2) 女性の安全対策」に掲載されている「②性暴力を根絶するための取組の推進」の取組で「1 性暴力被害者に対する総合相談窓口の設置」と「2 性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等」は、根絶に向けた取組とは異なるような感じがするので、「④犯罪被害者等の支援体制の充実」に記載したほうがよいのではないかと。

【市の考え方】

福岡県では、「性暴力根絶条例」を平成31年3月1日に公布し、基本理念に関する規定等一部の規定は同日から施行されました。具体的な取組については、令和2年4月に施行予定となっており、現在、具体的な検討がなされているところです。そのため、現在施行されている基本理念等については、本計画ではソフト面の取組として一体的に現在の「②性暴力を根絶するための取組の推進（方向性Ⅱ）」に位置付けているところです。

なお、ご指摘を踏まえ、P40「1 性暴力被害者に対する総合相談窓口の設置」と「2 性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等」について、「④犯罪被害者等の支援体制の充実」にも盛り込みます。

【修正結果】

「特に配慮すべき対象への主な安全対策」の(2)女性の安全対策のP40「1 性暴力被害者に対する総合相談窓口の設置」と「2 性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等」について、→「④犯罪被害者等の支援体制の充実」に追加（P41）

修正前（素案）			修正後（最終案）		
(2) 女性の安全対策 ④犯罪被害者等の支援体制の充実			(2) 女性の安全対策 ④犯罪被害者等の支援体制の充実		
1	犯罪被害者等支援事業 市民文化スポーツ局 安全・安心相談センター	(略)	1	犯罪被害者等支援事業 市民文化スポーツ局 安全・安心相談センター	(略)
			2	性暴力被害者に対する総合相談窓口の設置 市民文化スポーツ局 安全・安心相談センター	性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県と福岡市・北九州市共同で設置している。
			3	性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等 市民文化スポーツ局 安全・安心相談センター	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のポスターやチラシ、カード等の広報物を安全・安心相談センター及び市内公共施設での掲示・配架を行っている。